

平成27年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録 目次

期日	1
場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
出席議会事務局職員	2
議事日程	2
追加議事日程	3
開会・開議	4
会議録署名議員指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果の報告	4
管理者挨拶（西川太一郎管理者）	4
日程第 1 会期の決定について	5
日程第 2 一般質問	5
質問（上島よしもり議員）	5
答弁（井上隆施設管理部長）	7
質問（上島よしもり議員）	8
答弁（井上隆施設管理部長）	8
質問（上島よしもり議員）	8
日程第 3 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例	9
日程第 4 議案第28号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	9
提案理由説明（大久保一成総務部長）	9
日程第 5 議案第29号 墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	10
日程第 6 議案第30号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	10
日程第 7 議案第31号 板橋清掃工場熔融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結について	10

日程第 8	議案第 32 号	杉並清掃工場建替工事請負契約の契約変更について……………	10
		提案理由説明（大久保一成総務部長）……………	10
		会議時間の延長……………	11
		休憩……………	11
		再開……………	11
追加日程第 1	議案第 27 号	東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……………	12
追加日程第 2	議案第 28 号	東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………	12
		総務・事業委員長報告（下村治生総務・事業委員長）……………	12
追加日程第 3	議案第 29 号	墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について……………	13
追加日程第 4	議案第 30 号	新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について……………	13
追加日程第 5	議案第 31 号	板橋清掃工場熔融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結について……………	13
追加日程第 6	議案第 32 号	杉並清掃工場建替工事請負契約の契約変更について……………	13
		財務委員長報告（やまだ加奈子財務委員長）……………	13
		会期中の閉会……………	14
		管理者挨拶（西川太一郎管理者）……………	15
		閉会……………	15

## 平成27年第4回

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

- 1 期 日 平成27年12月22日(火)
- 2 場 所 東京区政会館 202・203会議室
- 3 出席議員(21名)

1番	千代田区	戸張孝次郎
3番	港区	うかい雅彦
4番	新宿区	下村治生
5番	文京区	白石英行
6番	台東区	太田雅久
7番	北区	やまだ加奈子
8番	荒川区	斎藤泰紀
9番	品川区	大沢真一
10番	目黒区	田島けんじ
11番	大田区	松原茂登樹
12番	世田谷区	上島よしみり
13番	渋谷区	木村正義
14番	中野区	北原ともあき
15番	杉並区	はなし俊郎
17番	板橋区	杉田ひろし
18番	練馬区	かしわざき強
19番	墨田区	樋口敏郎
20番	江東区	山本香代子
21番	足立区	高山のぶゆき
22番	葛飾区	安西俊一
23番	江戸川区	福本光浩

- 4 欠席議員(2名)

2番	中央区	鈴木久雄
16番	豊島区	村上宇一

- 5 出席説明員

管理者	西川太一郎
副管理者	武井雅昭

副管理者	佐藤良美
監査委員	本間敏明
総務部長	大久保一成
総務部担当部長（総務課長事務取扱）	中尾正巳
総務部担当部長（企画室長事務取扱）	浅川勝男
清掃事業国際協力室長	山崎廣孝
施設管理部長	井上隆
処理技術担当部長	大塚好夫
建設部長	中村浩平
計画推進担当部長	野村浩司
職員課長	小林孝
財政課長	藤田和哉
契約管財課長	高橋知之
清掃事業国際協力課長	神野美和
管理課長	佐々木正
技術課長	塚越浩
施設課長	加藤徹也
計画推進課長	今井正美

## 6 出席議会事務局職員

事務局長	内野陽
事務局次長	堀井一雄
書記	山本晶子
同	天里敬二

## 7 議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 27 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護  
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 28 号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公  
務災害補償等に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第 5 議案第 29 号 墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請

負契約の締結について

日程第 6 議案第 30 号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事  
請負契約の締結について

日程第 7 議案第 31 号 板橋清掃工場溶融処理休止に伴う改造工事請負  
契約の締結について

日程第 8 議案第 32 号 杉並清掃工場建替工事請負契約の契約変更につ  
いて

## 8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 27 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の  
保護に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 28 号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員  
の公務災害補償等に関する条例の一部を改  
正する条例

追加日程第 3 議案第 29 号 墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工  
事請負契約の締結について

追加日程第 4 議案第 30 号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備  
工事請負契約の締結について

追加日程第 5 議案第 31 号 板橋清掃工場溶融処理休止に伴う改造工事  
請負契約の締結について

追加日程第 6 議案第 32 号 杉並清掃工場建替工事請負契約の契約変更  
について

---

開 会（午後 3 時 1 1 分）

---

○うかい雅彦議長 ただいまから、平成 27 年第 4 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 112 条の規定に基づき、14 番、北原ともあき議員、15 番、はなし俊郎議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について、事務局長に報告させます。

○内野 陽事務局長 御報告申し上げます。

- 1 平成 27 年第 4 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上 3 件につきましては、お手元に文書の写しを配付してございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日、御出席いただいている議員は 21 名、欠席の届けがありました議員は 2 名でございます。

○うかい雅彦議長 次に、例月出納検査の結果の報告が、監査委員から提出されておりますので、事務局長に報告させます。

○内野 陽事務局長 御報告申し上げます。

お手元に、平成 27 年 11 月分の例月出納検査の結果報告の写しをお配りしてございますので、配付をもって御報告とさせていただきます。

○うかい雅彦議長 ここで、西川管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○西川太一郎管理者 管理者の荒川区長の西川でございます。平成 27 年第 4 回清掃一組議会定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、本定例会に御出席賜り、誠にありがとうございます。また、本組合の運営に対しましては、日頃から厚い御理解と御協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日の提出案件についてでございますが、条例の改正が2件、契約案件が3件、契約変更の案件が1件でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしく  
お願い申し上げます。

○うかい雅彦議長 管理者の挨拶が終わりました。これより日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

日程第 1 会期の決定について

---

○うかい雅彦議長 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日  
12月22日から12月25日までの4日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 御異議なしと認め、今定例会の会期を本日12月22日から12  
月25日までの4日間と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

日程第 2 一般質問

---

○うかい雅彦議長 質問の通告がありますので、これを許可します。

12番、上島よしもり議員。

○上島よしもり議員 昨日、世田谷清掃工場で勉強会が行われましたが、まずは、う  
かい議長におかれましては、このような場を設けていただきましたことを  
本当にありがたく思っております。大変貴重な場だったと思っております。

特に、プラントメーカーの参加もあった中で、一部事務組合からの説明  
もあり、また、質疑でプラントメーカーの御意見も伺うことができたこと  
で、改めて現在の問題について深く考えることができたと思っております。  
そういう観点で、何点か通告に基づいて質問をさせていただきたいと思  
いますので、よろしくお願ひいたします。

清掃行政は区民生活を支える重要な事業でありまして、その事業を進めるには、必要な適宜適切な点検整備を行って、内外の環境基準を満たしながら、また、安定的に継続的に稼働させることが重要であることは言うまでもございません。

特に、清掃工場は24時間365日連続して運転し続けることから、設備機器の劣化は日々発生していることと思います。我が国で最多の中間処理施設を運営する東京二十三区清掃一部事務組合において、こうした現場での経験の蓄積が貴重な基礎データとなり、まさにメーカーにとっても貴重な知見をしっかりと蓄積されていることと思います。

さて、設備の点検整備工事は、建設時のメーカーがその技術を結集したプラントそのものに関わることから、特命随意契約により行われておりますが、工事の必要性や内容については、日々の運転管理や点検の状況等を踏まえつつ、プラントメーカーからの聴取を行った上で、一部事務組合として判断されているもの、つまり、現場での経験や蓄積がこの点検整備工事の発注内容にもしっかりと生かされていると理解をしておりますが、その理解で間違いはないか、その点をまずお聞きしたいと思っております。

少し観点を改めて伺いますと、この一部事務組合として一定の主體的な判断をしていると思っておりますけれども、やはりその中ではプラントメーカー側からの、メーカーとしての責任ある立場の意見や判断というのもしっかりと踏まえて、最終的な契約締結をしているというふうには私は考えておるのですが、そういうことでよろしいかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、特命随意契約の場合におきましては、おのずと競争原理が機能しないため、経費が高止まりになるのではないかとといった懸念が出てまいります。それに対しまして、区民にきちんと説明できるようにしていかなくてはなりません。もちろん価格以外にも、契約には様々な要素が含まれており、契約全般にわたって透明性や公正性の確保が求められることとなります。そこで、契約内容が事実上プラントメーカーに一任されるといったことが、万が一にもあってはならないと考えますが、その点の認識についてお聞かせいただきたいと思っております。

加えて、今般の世田谷清掃工場を例にとるまでもなく、想定外の事象の発生が無いとは言い切れません。想定を超える事象への対応が必要となっ



た場合に、メーカーに対して応分の責任を求めるための何らかの指針、ガイドラインといったものを検討することが必要と考えますけれども、その点いかがでしょうか。

以上3点について、お聞かせいただきたいと思います。

○井上隆施設管理部長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、定期補修工場の必要性や内容につきましては、年1回全ての清掃工場で定期点検補修工事を行っております。工事につきましては、御指摘のとおり、日々の運転管理や点検状況等を踏まえめると共に、中間点検時に焼却炉内部を精密に点検し、半年後に実施をいたします定期点検補修工事で、交換又は補修する内容を事実上決定してまいります。その上で、プラントメーカーの意見を聴取し、当組合において工場の緊急性や必要性を十分に精査をしているところでございます。これらを踏まえ、当組合の判断により工事内容を決定しているところでございます。

なお、双方合意に基づく契約でございますので、誠実かつ正確に履行すべき責任はプラントメーカーにあることは当然のことと考えております。

次に、定期点検補修工事につきましては、プラントメーカーは補修範囲を広く提案してまいります。先程お答えいたしました但、中間点検の結果を踏まえ、あくまでも当組合の判断で必要な部分を工事範囲としております。契約内容及び予定価格につきましては、プラントメーカーに一任することはなく、当組合において主体的に決定、積算をしているところでございます。

また、想定を超えた事象発生時のメーカー責任に対するガイドラインの必要性、契約の取扱いについてでございますけれども、御指摘のとおり、工場の建設工事に当たりましては、仕様書の中で担保責任、瑕疵担保の期間を設けてございます。瑕疵担保の期間は、項目や設備によりまして1年から10年の期間となっております。今回、世田谷清掃工場で長期停止をいたしました但、このような事態は当組合では初めてでございます、現在対応に努めているところでございます。

プラントメーカーに対する責任を求めるための指針、あるいはガイドラインといったようなことでございますけれども、工場が停止する原因は様々でございますので、そういったものを定めていくには難しい面もございます。しかしながら、法的な瑕疵担保責任との整合性を踏まえながら、プ

ラントメーカーへの責任追及につきましては、事案ごとに適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○上島よしもり議員** 今御答弁いただきましたけれども、まず、瑕疵担保期間が1年から10年ということでありましたが、たしか世田谷工場の場合は、先般伺ったときには2年間ということでは伺っております。先ほどの質問の中で確認させていただきましたが、重要な整備工事は特命随意契約で対応して、つまりはプラント維持を一部事務組合とプラントメーカーと、言葉が適切かどうか分かりませんが二人三脚で、要するに維持管理についてはそうやっているというのが、僕は特命随意契約のいわば特色でもあると思います。そういう意味では、この2年間であると、1年から10年ということは、10年というところもあるかも知れませんが、世田谷工場の場合は2年間と、これは余りにも短過ぎるのではないかなど。特に、新しい技術を取り入れたという世田谷工場ですから、これについてはもう少しお考えいただくべきではなかったかなど、正直思っております。

そこで、質問の中でこのガイドライン、指針を作成すべきではないかというお話をさせていただきましたけれども、やはりしっかりと検討をしていただきたいと思いますが、そこで、この指針を設けた場合に、今後その特命随意契約を行う場合の契約条項の中に、これをしっかりと盛り込んでいただくことが可能かどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○井上隆施設管理部長** 契約条項の中に含めるかどうかにつきましては、なかなか難しいものがございます。どういった内容で契約条項に盛り込んでいくのか、今御提言をいただきましたので、私どもとして、更に研究を重ねてまいりたいと考えております。

**○上島よしもり議員** 難しいということは、今御答弁でありましたけれども、是非ここは研究をしていただきたいと思います。やはり23区、900万区民の税金をお預かりしてこの大事な清掃事業をやっていくという中で、やはりこういう問題がこれから生じてくる可能性はゼロでは無いという中では、これはしっかりとやっていただきたいと思います。

先程、全員協議会のほうでも太田議長のほうから御発言がありましたけれども、やはり情報公開ないしは外部監査等、監査のあり方についても御意見ありましたけれども、いろんな観点から、これからこの清掃一部事務

組合のあり方について、いま一度検討していただきたいと思います。

多分どこの区でも一緒だと思うのですが、公共施設の維持管理というのは大きな問題にこれからなっただけでまいります。幾らお金を掛けるのか、費用を掛けるのかということも、厳しい目がこれから予想される中で、いち早くこういった体制づくりに着手していただくよう要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○うかい雅彦議長 他に発言の通告がありませんので、以上で一般質問を終わります。

次に、日程第3及び日程第4を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

日程第 3 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する  
条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第28号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補  
償等に関する条例の一部を改正する条例

---

○うかい雅彦議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

○大久保一成総務部長 議案第27号及び議案第28号の2議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第27号、東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、マイナンバーを含む個人情報、法でいうところの特定個人情報の保護等について、規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第28号、東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、それと整合性を図るものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議の程、よろしく願い申し上げます。

○うかい雅彦議長 提案理由の説明は終わりました。議案第27号及び議案第28号の2議案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第5から日程第8までを一括議題といたします。

- 日程第 5 議案第 29 号 墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 30 号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 31 号 板橋清掃工場熔融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 32 号 杉並清掃工場建替工事請負契約の契約変更について
- 

○うかい雅彦議長 これらの案について、提案理由の説明を求めます。

○大久保一成総務部長 議案第 29 号から議案第 32 号までの 4 議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

まず、第 29 号から第 31 号までの契約締結の 3 議案は、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 2 条の規定に基づき提案するものでございます。

初めに、議案第 29 号、墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。工事の内容は、焼却炉本体などの定期補修工事及び同工事にあわせて行います窒素酸化物除去設備等の整備工事でございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は 4 億 6,980 万円、契約の相手方は、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号、日立造船株式会社、取締役社長、谷所敬、代理人、東京都品川区南大井六丁目 26 番 3 号、日立造船株式会社東京本社、環境営業統括部長、小木均でございます。

次に、議案第 30 号、新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。工事の内容は、焼却炉本体などの定期補修工事及び同工事にあわせて行います発電設備等の整備工事でございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は 7 億 1,820 万円、契約の相手方は、兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目 2 番 33 号、株式会社タクマ、代表取締役社長、加藤隆昭、代理人、東京都中央区東日本橋一丁目 1 番 7 号、株式会社タクマ東京支社、専務執行役員支社長、沼田謙悟でございます。

最後に、議案第31号、板橋清掃工場溶融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結についてでございます。工事の内容は、溶融処理休止に伴う主灰搬送設備等の改造工事を行うものでございます。

契約の方法は随意契約、契約金額は6億9,120万円、契約の相手方は、東京都品川区西五反田七丁目1番1号、住重環境エンジニアリング株式会社、代表取締役、梁瀬克介でございます。

続きまして、契約変更の1議案でございます。

議案第32号、杉並清掃工場建替工事請負契約の契約変更についてでございます。本案は、杉並清掃工場敷地内の土壌汚染の拡散防止措置として、汚染土壌の場外搬出処分を実施し、契約金額が3億5,242万5,600円の増となる変更でございます。なお、契約変更に伴う工期の変更等はありません。

以上が、提案理由及びその内容でございます。御審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

**○うかい雅彦議長** 提案理由の説明は終わりました。議案第29号から議案第32号の4議案については、所管の財務委員会に付託いたします。

ここで、議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、暫時休憩いたします。

---

休 憩（午後3時31分）

---

---

再 開（午後4時30分）

---

**○うかい雅彦議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程（第1号）のとおり、議案第27号外5件を本日の日程に追加し、議題とすることにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○うかい雅彦議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第27号外5件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 及び追加日程第 2 を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

追加日程第 1 議案第 27 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 28 号 東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

---

○うかい雅彦議長 これらの案については、総務・事業委員会の審査報告書が提出されました。その内容は、お手元に配付したとおりであります。

これより、総務・事業委員長から報告をお願いいたします。

○下村治生総務・事業委員長 総務・事業委員長の下村でございます。総務・事業委員会に付託されました、議案第 27 号及び議案第 28 号の 2 議案につきまして、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。

審査に当たっては、特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は、議案第 27 号及び議案第 28 号の 2 議案は、いずれも全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務・事業委員会に付託されました議案審査の経過及び結果の報告を終わります。

○うかい雅彦議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 質疑が無いようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

初めに、議案第 27 号は、総務・事業委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は、総務・事業委員長の報告のとおり原案を可決いたしました。

次に、議案第 28 号は、総務・事業委員長の報告のとおり原案を可決す

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、総務・事業委員長の報告のとおり原案を可決いたしました。

次に、追加日程第3から追加日程第6までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

追加日程第 3 議案第29号 墨田清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第 4 議案第30号 新江東清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第 5 議案第31号 板橋清掃工場熔融処理休止に伴う改造工事請負契約の締結について

追加日程第 6 議案第32号 杉並清掃工場建替工事請負契約の契約変更について

---

○うかい雅彦議長 これらの案については、財務委員会の審査報告書が提出されました。その内容は、お手元に配付したとおりであります。

これより、財務委員長の報告をお願いいたします。

○やまだ加奈子財務委員長 財務委員会に付託されました、議案第29号から議案第32号までの4議案の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。審査に当たっては、委員より、議案第29号及び第30号について予定価格とその積算方法、設備更新の判断や時期について、随意契約とプラントに係る工業所有権との関係について、また、議案第31号については、工事の実施に係る判断の主体について、そして、議案第32号については土壌汚染対策と契約の相手方についてや工事請負契約への参加条件についてまた、土壌汚染の原因と清掃工場について、地域住民に対する周知と理解についての質疑がありました。採決の結果、議案第29号から議案第32号までの議案は、いずれも全員賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、財務委員会に付託されました議案の審査の経過及び

結果について報告を終わります。

○うかい雅彦議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 質疑が無いようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

初めに、議案第29号は、財務委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、財務委員長の報告のとおり原案を可決いたしました。

次に、議案第30号は、財務委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、財務委員長の報告のとおり原案を可決いたしました。

次に、議案第31号は、財務委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、財務委員長の報告のとおり原案を可決いたしました。

次に、議案第32号は、財務委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、財務委員長の報告のとおり原案を可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○うかい雅彦議長 御異議なしと認めます。よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。ここで、西川管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○西川太一郎管理者 先程来から、大変お聞き苦しい声で御無礼を申し上げております。風邪が長引きまして大変御迷惑をお掛けしておりますこととお許しただきたいと存じます。

本定例会に提出申し上げました議案につきましては、議長各位の慎重な御審議を賜りまして、いずれも原案どおり御可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の御決定に基づきまして、適正に事業執行を行っていく所存でございます。今後とも御指導、御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

本日の会議をもって本年の当組合定例会は全て議了し、終了いたすこととなりますが、これから清掃事業にとりまして大変重要な年末年始の対策期間に入っております。この期間は、23区と清掃一組が力を合わせて乗り切っていく大切な時期でもございます。この間の清掃一組の焼却炉は、大みそかも元日も24時間連続して稼働し続け、区民の方々のがすがすがしい新年をお迎えくださいますよう職員一同奮闘してまいります。

年の瀬を迎え、本年もあとわずかとなりました。区議会の中心なお立場でいらっしゃいます先生方におかれましては、どうぞ御健康に十分御留意を賜りまして、すがすがしい新年をおそろいでお迎えくださいますよう心から御祈念を申し上げまして、1年間大変お世話になりましたことを重ねて御礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。今日は誠にありがとうございました。

○うかい雅彦議長 管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、平成27年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

---

閉 会（午後4時40分）

---

会議録署名議員

議長 うかい 雅彦

議員 北原 ともあき

議員 はなし 俊郎